

変更前	変更後	備考
<p>社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター 公開：1997年12月1日 改訂：1998年9月1日 改訂：1999年1月1日 改訂：1999年9月1日 改訂：2000年7月19日 改訂：2000年10月10日 改訂：2001年1月1日 改訂：2001年12月18日 改訂：2002年2月1日 改訂：2002年3月8日</p> <p>株式会社日本レジストリサービス 改訂：2002年8月1日 改訂：2003年1月31日 改訂：2003年9月16日 改訂：2005年2月1日 改訂：2008年4月15日 改訂：2009年9月15日 改訂：2011年2月1日 実施：2011年4月1日</p> <p>属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則</p>	<p>社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター 公開：1997年12月1日 改訂：1998年9月1日 改訂：1999年1月1日 改訂：1999年9月1日 改訂：2000年7月19日 改訂：2000年10月10日 改訂：2001年1月1日 改訂：2001年12月18日 改訂：2002年2月1日 改訂：2002年3月8日</p> <p>株式会社日本レジストリサービス 改訂：2002年8月1日 改訂：2003年1月31日 改訂：2003年9月16日 改訂：2005年2月1日 改訂：2008年4月15日 改訂：2009年9月15日 改訂：2011年2月1日 改訂：2012年2月1日 実施：2012年4月1日</p> <p>属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則</p>	<p>改訂日を記載 実施日を記載</p>
<p>第1章 総則</p> <p>第1条（適用範囲・目的） この規則は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）が第3条および別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める属性型（組織種別型）および地域型 JP ドメイン名（以下「属性型地域型 JP ドメイン名」という）の登録等に適用し、インターネットの利用の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条（適用範囲・目的） この規則は、株式会社日本レジストリサービス（以下「当社」という）が第3条および別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める属性型（組織種別型）および地域型 JP ドメイン名（以下「属性型地域型 JP ドメイン名」という）の登録等に適用し、インターネットの利用の促進を図ることを目的とする。</p>	

変更前	変更後	備考
<p>2 LG. JP ドメイン名の登録等については、「LG ドメイン名登録等に関する特則」において、この規則の特例を定める。</p> <p>第2条（属性型地域型 JP ドメイン名登録の目的と意味） 当社の属性型地域型 JP ドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うもので、当社が管理する属性型地域型 JP ドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。</p> <p>第3条（属性型地域型 JP ドメイン名・技術細則） この規則において属性型地域型 JP ドメイン名とは、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」（以下「属性型地域型 JP ドメイン名技術細則」という）に定める文字種別および文字列その他の技術的要件にしたがってこの規則に基づいて登録されるドメイン名をいう。 2 前項に定める事項のほか、当社が予約する属性型地域型 JP ドメイン名、当社が管理するドメインネームサーバ（以下「ネームサーバ」という）の設定その他の属性型地域型 JP ドメイン名に関する技術上の要件は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。</p> <p>第4条（登録等に関する事項の取り扱い） 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等に関する事項は、この規則に定めがある場合を除き、当社が取り扱う。 2 当社は、登録申請その他の申請に関する審査または登録された事項の確認等のために必要がある場合、属性型地域型 JP ドメイン名の登録等を申請する者（以下「申請者」という）または属性型地域型 JP ドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）に対し、別紙に定める添付書類その他必要な書類の提出を求め、または調査事項に対する回答を求めることができる。 3 前項の請求は、10日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。</p> <p>第4条の2（申請等の取次・指定事業者） 申請者または登録者は、当社の認定する事業者（以下「指定事業者」といい、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門を含む）を経由して、属性型地域型 JP ドメイン名ごとに申請・更新・届け出をし、登録料・登録更新料・費用の納付等をする。指定事業者はこれらの手続に関し、登録者または申請者から正当な権限を付与されたものとみなす。 2 前項の申請、納付等の取り扱いは、当社が定める「属性型（組織種別型）・</p>	<p>2 LG. JP ドメイン名の登録等については、「LG ドメイン名登録等に関する特則」において、この規則の特例を定める。</p> <p>第2条（属性型地域型 JP ドメイン名登録の目的と意味） 当社の属性型地域型 JP ドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うもので、当社が管理する属性型地域型 JP ドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。</p> <p>第3条（属性型地域型 JP ドメイン名・技術細則） この規則において属性型地域型 JP ドメイン名とは、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」（以下「属性型地域型 JP ドメイン名技術細則」という）に定める文字種別および文字列その他の技術的要件にしたがってこの規則に基づいて登録されるドメイン名をいう。 2 前項に定める事項のほか、当社が予約する属性型地域型 JP ドメイン名、当社が管理するドメインネームサーバ（以下「ネームサーバ」という）の設定その他の属性型地域型 JP ドメイン名に関する技術上の要件は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。</p> <p>第4条（登録等に関する事項の取り扱い） 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等に関する事項は、この規則に定めがある場合を除き、当社が取り扱う。 2 当社は、登録申請その他の申請に関する審査または登録された事項の確認等のために必要がある場合、属性型地域型 JP ドメイン名の登録等を申請する者（以下「申請者」という）または属性型地域型 JP ドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）に対し、別紙に定める添付書類その他必要な書類の提出を求め、または調査事項に対する回答を求めることができる。 3 前項の請求は、10日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。</p> <p>第4条の2（申請等の取次・指定事業者） 申請者または登録者は、当社の認定する事業者（以下「指定事業者」といい、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門を含む）を経由して、属性型地域型 JP ドメイン名ごとに申請・更新・届け出をし、登録料・登録更新料・費用の納付等をする。指定事業者はこれらの手続に関し、登録者または申請者から正当な権限を付与されたものとみなす。 2 前項の申請、納付等の取り扱いは、当社が定める「属性型（組織種別型）・</p>	

変更前	変更後	備考
<p>地域型 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則」（以下「取次規則」という）に基づいて指定事業者が定める。</p> <p>2の2 申請者または登録者が選定した指定事業者は、次の場合にその属性型地域型 JP ドメイン名の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」という）となる。</p> <p>（1）登録申請および仮登録申請により登録原簿の記載が完了した場合 （2）管理指定事業者を変更する申請が完了した場合</p> <p>2の3 管理指定事業者は、申請等、登録料・登録更新料および費用の納付等を行い、当社は、管理指定事業者を経由してのみこれを受け付ける。</p> <p>3 登録者は当社所定の手続により、管理指定事業者を変更することができる。ただし、取次規則第12条の2によって業務委託の一時停止を受けている指定事業者を変更先管理指定事業者として指定することはできない。本項の処理は別に定める。</p> <p>4 指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、属性型地域型 JP ドメイン名がその指定事業者の管理するものとして残存する場合、その属性型地域型 JP ドメイン名に関する取次は、当社の指定する指定事業者（当社がやむをえない事由があると認められた場合は、当社自らも含む）が行うことができる。当社が第11条によって受領した登録申請に基づいて申請者を確認できる場合、その登録申請は当社に対して行われたものとみなす。</p> <p>5 前項の属性型地域型 JP ドメイン名の登録者または申請者が、当社の定める期間内に、当社が指定する者以外の者を管理指定事業者として届け出た場合は、その者が管理指定事業者となる。</p> <p>6 新たな管理指定事業者は、前項の期間経過または届け出により確定し、その確定するまでの間は当社が取次業務を行う。この場合、当社は別途定める業務に限って取次業務を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わない。</p> <p>7 前2項の定めは、それぞれの管理指定事業者確定後において、登録者が管理指定事業者の変更を行うことを妨げない。</p> <p>8 当社は、前各項の手続の実施に必要な措置および通知を行うことができる。</p>	<p>地域型 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則」（以下「取次規則」という）に基づいて指定事業者が定める。</p> <p>2の2 申請者または登録者が選定した指定事業者は、次の場合にその属性型地域型 JP ドメイン名の管理を行う指定事業者（以下「管理指定事業者」という）となる。</p> <p>（1）登録申請および仮登録申請により登録原簿の記載が完了した場合 （2）管理指定事業者を変更する申請が完了した場合</p> <p>2の3 管理指定事業者は、申請等、登録料・登録更新料および費用の納付等を行い、当社は、管理指定事業者を経由してのみこれを受け付ける。</p> <p>3 登録者は当社所定の手続により、管理指定事業者を変更することができる。ただし、取次規則第12条の2によって業務委託の一時停止を受けている指定事業者を変更先管理指定事業者として指定することはできない。本項の処理は別に定める。</p> <p>4 指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、属性型地域型 JP ドメイン名がその指定事業者の管理するものとして残存する場合、その属性型地域型 JP ドメイン名に関する取次は、当社の指定する指定事業者（当社がやむをえない事由があると認められた場合は、当社自らも含む）が行うことができる。当社が第11条によって受領した登録申請に基づいて申請者を確認できる場合、その登録申請は当社に対して行われたものとみなす。</p> <p>5 前項の属性型地域型 JP ドメイン名の登録者または申請者が、当社の定める期間内に、当社が指定する者以外の者を管理指定事業者として届け出た場合は、その者が管理指定事業者となる。</p> <p>6 新たな管理指定事業者は、前項の期間経過または届け出により確定し、その確定するまでの間は当社が取次業務を行う。この場合、当社は別途定める業務に限って取次業務を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わない。</p> <p>7 前2項の定めは、それぞれの管理指定事業者確定後において、登録者が管理指定事業者の変更を行うことを妨げない。</p> <p><u>7の2 前各項にかかわらず、第4項により当社が当社自らを指定した場合において、第5項の期間内に登録者が新たな管理指定事業者を届け出なかったときは、第5項の期間満了日の翌日を廃止日とする廃止届けを行ったものとみなす。この場合、当社は当該期間満了日に先立ち、登録者の届け出た登録担当者に電子メールまたは郵便をもって廃止日とともにネームサーバ設定の解除期日を発信し、その期日にネームサーバの設定を解除することができる。</u></p> <p>8 当社は、前各項の手続の実施に必要な措置および通知を行うことができる。 第5条（申請等の方法・様式）</p>	<p>指定事業者契約終了後の JP ドメイン名の取り扱い方法変更に伴う修正</p>

変更前	変更後	備考
<p>第5条（申請等の方法・様式） この規則に基づく属性型地域型 JP ドメイン名の登録、変更、廃止、移転その他の申請等の方法および申請、届け出、通知その他の様式または書式は、この規則に定めるものを除き当社が定める。</p> <p>2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等の申請、届け出および添付書類は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知ならびに連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。</p> <p>第2章 属性型地域型 JP ドメイン名登録の通則</p> <p>第5条の2（登録申請の正確性・真実性、登録代表者） 申請者および登録者は、当社に対し、申請者または登録者の本人性および組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が、正確であること、真実であることおよびその登録が法令に違反しないことを表明し、保証するものとする。</p> <p>2 申請者および登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請等にあたり、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な個人情報の提出について、各情報主体の承諾を得た上で提出することを保証するものとする。</p> <p>第6条（属性型地域型 JP ドメイン名の種類・登録資格） 登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類、属性型地域型 JP ドメイン名を登録しうる組織等（以下「組織」という）の種別および登録の資格、登録申請の際の添付書類その他の要件は、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載のとおりとする。また、当社が登録できないものとして予約するドメイン名については、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。</p> <p>2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請は組織の代表者が行い、組織の代表者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録その他この規則に関する一切の事項について権利を有し義務を負う。</p> <p>3 当社は、必要がある場合、登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類を追加、変更または廃止し、もしくは登録資格の変更を行うことができる。この変更等を行う場合の実施細目は、変更の都度、当社が定める。</p> <p>第7条（先願）</p>	<p>この規則に基づく属性型地域型 JP ドメイン名の登録、変更、廃止、移転その他の申請等の方法および申請、届け出、通知その他の様式または書式は、この規則に定めるものを除き当社が定める。</p> <p>2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等の申請、届け出および添付書類は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知ならびに連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。</p> <p>第2章 属性型地域型 JP ドメイン名登録の通則</p> <p>第5条の2（登録申請の正確性・真実性、登録代表者） 申請者および登録者は、当社に対し、申請者または登録者の本人性および組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が、正確であること、真実であることおよびその登録が法令に違反しないことを表明し、保証するものとする。</p> <p>2 申請者および登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請等にあたり、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な個人情報の提出について、各情報主体の承諾を得た上で提出することを保証するものとする。</p> <p>第6条（属性型地域型 JP ドメイン名の種類・登録資格） 登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類、属性型地域型 JP ドメイン名を登録しうる組織等（以下「組織」という）の種別および登録の資格、登録申請の際の添付書類その他の要件は、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載のとおりとする。また、当社が登録できないものとして予約するドメイン名については、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。</p> <p>2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請は組織の代表者が行い、組織の代表者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録その他この規則に関する一切の事項について権利を有し義務を負う。</p> <p>3 当社は、必要がある場合、登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類を追加、変更または廃止し、もしくは登録資格の変更を行うことができる。この変更等を行う場合の実施細目は、変更の都度、当社が定める。</p> <p>第7条（先願）</p>	

変更前	変更後	備考
<p>同一の属性型地域型 JP ドメイン名について 2 以上の登録申請があったときは、逐次その申請順に審査を行い、登録を承認された最先の申請者が登録者となる。</p> <p>第 8 条（属性型地域型 JP ドメイン名の再度の登録の場合の特例） 前条の定めにかかわらず、第 25 条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型 JP ドメイン名について再度の登録ができない場合は、登録できない期間満了日の 1 か月前から登録の申請を受け付けるものとし、登録できない期間満了日まで 2 以上の申請が受理されたときは同時に申請があったものとみなす。 2 前項の場合、当社所定の方法による抽選で登録者を定める。</p> <p>第 9 条（登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数） 登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数は、1 組織について 1 とする。 2 前項の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事由がある場合は、1 組織について 2 以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録をすることができる。 (1) 属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認されたとき (2) 合併を理由として第 29 条による属性型地域型 JP ドメイン名の移転承認がされたとき。登録者は、承認のときから 6 か月以内（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）に 1 の属性型地域型 JP ドメイン名を選択し、他の属性型地域型 JP ドメイン名については、その選択の月を廃止月とするドメイン名廃止手続を行わなければならない。 (3) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）が認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という）にて移転の裁定があったとき。 (4) 日本国の政府機関が登録する G0. JP ドメイン名 3 登録者は、前項第 1 号、第 2 号および第 4 号の属性型地域型 JP ドメイン名を第 29 条により、前項第 3 号の属性型地域型 JP ドメイン名を第 29 条の 3 により、移転をすることができる。</p> <p>第 10 条（登録できない属性型地域型 JP ドメイン名） 当社は、登録申請にかかる属性型地域型 JP ドメイン名が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く文字列を含む場合、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録をしないことがある。</p> <p>第 10 条の 2（登録期間および登録更新）</p>	<p>同一の属性型地域型 JP ドメイン名について 2 以上の登録申請があったときは、逐次その申請順に審査を行い、登録を承認された最先の申請者が登録者となる。</p> <p>第 8 条（属性型地域型 JP ドメイン名の再度の登録の場合の特例） 前条の定めにかかわらず、第 25 条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型 JP ドメイン名について再度の登録ができない場合は、登録できない期間満了日の 1 か月前から登録の申請を受け付けるものとし、登録できない期間満了日まで 2 以上の申請が受理されたときは同時に申請があったものとみなす。 2 前項の場合、当社所定の方法による抽選で登録者を定める。</p> <p>第 9 条（登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数） 登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数は、1 組織について 1 とする。 2 前項の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事由がある場合は、1 組織について 2 以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録をすることができる。 (1) 属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認されたとき (2) 合併を理由として第 29 条による属性型地域型 JP ドメイン名の移転承認がされたとき。登録者は、承認のときから 6 か月以内（ただし、当社が特に期間を定めたときはその期間）に 1 の属性型地域型 JP ドメイン名を選択し、他の属性型地域型 JP ドメイン名については、その選択の月を廃止月とするドメイン名廃止手続を行わなければならない。 (3) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）が認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という）にて移転の裁定があったとき。 (4) 日本国の政府機関が登録する G0. JP ドメイン名 3 登録者は、前項第 1 号、第 2 号および第 4 号の属性型地域型 JP ドメイン名を第 29 条により、前項第 3 号の属性型地域型 JP ドメイン名を第 29 条の 3 により、移転をすることができる。</p> <p>第 10 条（登録できない属性型地域型 JP ドメイン名） 当社は、登録申請にかかる属性型地域型 JP ドメイン名が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く文字列を含む場合、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録をしないことがある。</p> <p>第 10 条の 2（登録期間および登録更新）</p>	

変更前	変更後	備考
<p>属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、第 19 条による属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿（以下「登録原簿」という）の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。ただし、第 26 条第 3 項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の効果が発生するまでの間は、登録を継続するものとする。</p> <p>2 当社は、前項の登録期間満了の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、当社が登録更新を不相当と判断した場合には、登録期間満了の 30 日前までにその属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対して登録終了通知を行い、登録期間満了日に登録は終了する。</p> <p>4 第 2 項に定める属性型地域型 JP ドメイン名は、登録期間満了の日の翌日からさらに属性型地域型 JP ドメイン名の登録を 1 年間継続することができ、以後も同様とする。</p> <p>5 管理指定事業者は、登録者からの属性型地域型 JP ドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法等を、取次規則に基づいて定める。</p> <p>第 10 条の 3（登録の当然終了）</p> <p>前条の定めにかかわらず、登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、次のいずれの事由にも該当した場合には、その登録は当然に終了する。</p> <p>（1）届け出られた登録資格を登記事項証明書その他当社が定める書類または情報によって確認できないこと</p> <p>（2）届け出られた連絡先に対する当社からの内容証明郵便をもって行う通知が、留置期間の経過、受領拒否または宛て所・転居先不明により返送されたこと</p> <p>2 前項の事由が生じた場合、当社は、管理指定事業者および登録者の届け出た連絡担当者に、電子メールをもって登録原簿の記載の抹消期日を発信し、その期日に登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>3 前項の登録原簿の記載抹消期日までに、下記各号のいずれかの事由が生じた場合は、当社は本条による登録の当然終了はしない。</p> <p>（1）管理指定事業者または登録者から、登録資格を確認できる登記事項証明書その他当社が定める書類または情報の提出があり、これに伴う当社所定の手続等が行われた場合</p> <p>（2）当社に対し、その属性型地域型 JP ドメイン名について、認定紛争処理機関における紛争処理手続または裁判手続が開始されたことが通知された場合</p> <p>4 登録の当然終了を行った属性型地域型 JP ドメイン名については、第 25 条の</p>	<p>属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、第 19 条による属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿（以下「登録原簿」という）の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。</p> <p>2 当社は、前項の登録期間満了の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および登録更新料の請求書を送付する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、当社が登録更新を不相当と判断した場合には、登録期間満了の 30 日前までにその属性型地域型 JP ドメイン名の管理指定事業者に対して登録終了通知を行い、登録期間満了日に登録は終了する。</p> <p>4 第 2 項に定める属性型地域型 JP ドメイン名は、登録期間満了の日の翌日からさらに属性型地域型 JP ドメイン名の登録を 1 年間継続することができ、以後も同様とする。</p> <p>5 管理指定事業者は、登録者からの属性型地域型 JP ドメイン名の登録更新方法および登録更新料の支払い方法等を、取次規則に基づいて定める。</p> <p>第 10 条の 3（登録の当然終了）</p> <p>前条の定めにかかわらず、登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、次のいずれの事由にも該当した場合には、その登録は当然に終了する。</p> <p>（1）届け出られた登録資格を登記事項証明書その他当社が定める書類または情報によって確認できないこと</p> <p>（2）届け出られた連絡先に対する当社からの内容証明郵便をもって行う通知が、留置期間の経過、受領拒否または宛て所・転居先不明により返送されたこと</p> <p>2 前項の事由が生じた場合、当社は、管理指定事業者および登録者の届け出た連絡担当者に、電子メールをもって登録原簿の記載の抹消期日を発信し、その期日に登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>3 前項の登録原簿の記載抹消期日までに、下記各号のいずれかの事由が生じた場合は、当社は本条による登録の当然終了はしない。</p> <p>（1）管理指定事業者または登録者から、登録資格を確認できる登記事項証明書その他当社が定める書類または情報の提出があり、これに伴う当社所定の手続等が行われた場合</p> <p>（2）当社に対し、その属性型地域型 JP ドメイン名について、認定紛争処理機関における紛争処理手続または裁判手続が開始されたことが通知された場合</p> <p>4 登録の当然終了を行った属性型地域型 JP ドメイン名については、第 25 条の</p>	<p>指定事業者契約終了後の JP ドメイン名の取り扱い方法変更に伴い、不要となる記述の削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>規定を適用する。</p> <p>第 10 条の 4（登録の当然終了手続中の登録原簿の変更に関する制限） 前条第 1 項の事由のある属性型地域型 JP ドメイン名については、同条第 2 項の発信を行ったときからそのドメイン名の変更、移転登録、廃止、管理指定事業者変更申請、記載事項の変更その他一切の申請および届け出を受け付けない。 2 当社は、前条第 2 項の発信のときから同項の登録原簿の記載抹消期日までの任意の日に、ネームサーバの設定を解除することができる。</p> <p>第 3 章 登録申請</p> <p>第 11 条（登録申請） 申請者は、別に定める様式により当社の指定するアドレスに電子メールで登録申請（以下登録申請を行うための電子メールを「登録申請メール」という）を行う。 2 第 7 条の申請順は、このアドレス到着時に付される受領番号の先後による。 3 申請者は、この登録申請のときから 10 日以内に、別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載の添付書類を当社に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条（登録申請の撤回） 申請者は、第 19 条により登録原簿の記載が完了するまでの間、登録申請を撤回することができる。</p> <p>第 13 条（登録申請メールの受付） 第 11 条により受領した登録申請メールは、当社の指定するシステムにより、記載事項の脱落・重複、技術的要件の充足の有無、申請にかかるドメイン名に先願があるかその他機械的に判定可能な事項の検査を行い、この検査で受け付けられた登録申請メールを登録申請として受理する。 2 前項の検査で受け付けられなかった登録申請は不受理とし、登録申請がなかったものとみなす。 3 当社は、指定事業者に対して、前 2 項による検査の結果を遅滞なく電子メールをもって発する。</p> <p>第 13 条の 2（申請手続即時処理） 第 7 条の定めにかかわらず、当社所定の条件を満たす場合、属性型地域型</p>	<p>規定を適用する。</p> <p>第 10 条の 4（登録の当然終了手続中の登録原簿の変更に関する制限） 前条第 1 項の事由のある属性型地域型 JP ドメイン名については、同条第 2 項の発信を行ったときからそのドメイン名の変更、移転登録、廃止、管理指定事業者変更申請、記載事項の変更その他一切の申請および届け出を受け付けない。 2 当社は、前条第 2 項の発信のときから同項の登録原簿の記載抹消期日までの任意の日に、ネームサーバの設定を解除することができる。</p> <p>第 3 章 登録申請</p> <p>第 11 条（登録申請） 申請者は、別に定める様式により当社の指定するアドレスに電子メールで登録申請（以下登録申請を行うための電子メールを「登録申請メール」という）を行う。 2 第 7 条の申請順は、このアドレス到着時に付される受領番号の先後による。 3 申請者は、この登録申請のときから 10 日以内に、別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載の添付書類を当社に提出しなければならない。</p> <p>第 12 条（登録申請の撤回） 申請者は、第 19 条により登録原簿の記載が完了するまでの間、登録申請を撤回することができる。</p> <p>第 13 条（登録申請メールの受付） 第 11 条により受領した登録申請メールは、当社の指定するシステムにより、記載事項の脱落・重複、技術的要件の充足の有無、申請にかかるドメイン名に先願があるかその他機械的に判定可能な事項の検査を行い、この検査で受け付けられた登録申請メールを登録申請として受理する。 2 前項の検査で受け付けられなかった登録申請は不受理とし、登録申請がなかったものとみなす。 3 当社は、指定事業者に対して、前 2 項による検査の結果を遅滞なく電子メールをもって発する。</p> <p>第 13 条の 2（申請手続即時処理） 第 7 条の定めにかかわらず、当社所定の条件を満たす場合、属性型地域型</p>	

変更前	変更後	備考
<p>JP ドメイン名の登録申請は、当社が受け付けた最先の登録申請について前条第1項による検査および審査を行い、承認された申請者が登録者となる。（以下本項による登録等の手続を「手続即時処理」という）。</p> <p>2 手続即時処理の審査には、原則として添付書類を特に定めないものとする。</p> <p>3 当社が登録または第11条もしくは本条による申請受付中の属性型地域型JPドメイン名と同一の属性型地域型JPドメイン名についての手続即時処理は受け付けないものとする。</p> <p>4 第8条、第11条、第12条、第13条第1項、同条第3項、第16条、第17条第5号および第18条第1項の定めは、手続即時処理に適用しない。ただし、本条の定めは、前3条による登録申請を排除するものではない。</p> <p>5 手続即時処理に関する定めは、第21条、第22条、第24条、第26条第1項、第28条、第29条第1項に定める申請および届け出に準用する。</p> <p>6 手続即時処理の登録申請等に関する詳細は、当社が定める。</p> <p>第14条（登録料・登録更新料および費用の納付）</p> <p>指定事業者は、取次規則に定めるところにより属性型地域型JPドメイン名の登録申請、移転その他の申請および登録更新について登録料、登録更新料または費用を納付するものとする。</p> <p>2 当社に納付された登録料・登録更新料および費用は特別の定めがある場合を除き返還しない。</p> <p>2の2 管理指定事業者が選定されていないと当社が認める属性型地域型JPドメイン名の登録料・登録更新料および費用は、当社において指定事業者と同様の業務を行う部門が、当社所定の方法によりその支払いを受ける。</p> <p>（第3項削除）</p> <p>4 当社所定の納付期限までに、第2項の2に定める登録料・登録更新料または費用の納付を当社が確認できない場合、当社はその属性型地域型JPドメイン名について次の処理を行い、第25条および第26条第6項の規定を準用する。</p> <p>（1）登録料または移転申請料納付未確認の場合、その属性型地域型JPドメイン名について支払月の末日を廃止日とする廃止届が行われたものとみなす。</p> <p>（2）変更申請料納付未確認の場合、変更前の属性型地域型JPドメイン名および変更後の属性型地域型JPドメイン名の双方について支払月の末日を廃止日とする廃止届が行われたものとみなす。</p> <p>（第5項削除）</p>	<p>JP ドメイン名の登録申請は、当社が受け付けた最先の登録申請について前条第1項による検査および審査を行い、承認された申請者が登録者となる。（以下本項による登録等の手続を「手続即時処理」という）。</p> <p>2 手続即時処理の審査には、原則として添付書類を特に定めないものとする。</p> <p>3 当社が登録または第11条もしくは本条による申請受付中の属性型地域型JPドメイン名と同一の属性型地域型JPドメイン名についての手続即時処理は受け付けないものとする。</p> <p>4 第8条、第11条、第12条、第13条第1項、同条第3項、第16条、第17条第5号および第18条第1項の定めは、手続即時処理に適用しない。ただし、本条の定めは、前3条による登録申請を排除するものではない。</p> <p>5 手続即時処理に関する定めは、第21条、第22条、第24条、第26条第1項、第28条、第29条第1項に定める申請および届け出に準用する。</p> <p>6 手続即時処理の登録申請等に関する詳細は、当社が定める。</p> <p>第14条（登録料・登録更新料および費用の納付）</p> <p>指定事業者は、取次規則に定めるところにより属性型地域型JPドメイン名の登録申請、移転その他の申請および登録更新について登録料、登録更新料または費用を納付するものとする。</p> <p>2 当社に納付された登録料・登録更新料および費用は特別の定めがある場合を除き返還しない。</p> <p><u>（第2項の2削除）</u></p> <p>（第3項削除）</p> <p><u>（</u></p> <p><u>第4項削除）</u></p> <p>（第5項削除）</p>	<p>指定事業者契約終了後のJPドメイン名の取り扱い方法変更に伴い、不要となる記述の削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>第4章 登録審査および登録</p> <p>第15条（審査） 当社は、第13条により受理した申請について審査を行う。</p> <p>第16条（登録申請の訂正） 受理された登録申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、登録原簿作成のときまでの間、申請者はこれを訂正することができる。ただし、ドメイン名が異なる場合、申請者が異なる場合その他同一の申請と認められない程度の齟齬についてはこの限りでない。 2 当社は、前項の誤りがある場合、指定事業者に対して、10日以上先の提出期日を定めてその訂正を求めることができる。</p> <p>第17条（登録の承認および不承認） 当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合を除き、その登録申請を承認し、そのいずれかの事由がある場合は、その登録申請を不承認とすることができる。 （1）申請に不備（添付書類の未提出を含む）がありまたは技術的要件に違反しているとき （2）同一のドメイン名の登録があるとき （3）第9条に該当しない申請であるとき （4）第25条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型JPドメイン名について再度の登録ができないとき （5）第4条第2項による書類の提出または調査請求に対する回答、もしくは第16条第2項による訂正を行わないとき （6）属性型地域型JPドメイン名の登録申請に関する事項について事実と反する事項があるとき （7）この規則に定めがある場合を除き、その申請にかかる組織が属性型地域型JPドメイン名の登録の資格要件を欠くとき （8）第10条に該当する申請であるとき （9）第24条第1項により再度の申請ができないとき</p> <p>第18条（審査結果通知） 当社は、原則として登録申請受理後10日以内（第4条第2項または第11条第3項による書類の提出もしくは第16条による訂正がある場合は、その提出もしくは訂正完了後10日以内）に、電子メールをもって指定事業者に対して、前</p>	<p>第4章 登録審査および登録</p> <p>第15条（審査） 当社は、第13条により受理した申請について審査を行う。</p> <p>第16条（登録申請の訂正） 受理された登録申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、登録原簿作成のときまでの間、申請者はこれを訂正することができる。ただし、ドメイン名が異なる場合、申請者が異なる場合その他同一の申請と認められない程度の齟齬についてはこの限りでない。 2 当社は、前項の誤りがある場合、指定事業者に対して、10日以上先の提出期日を定めてその訂正を求めることができる。</p> <p>第17条（登録の承認および不承認） 当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合を除き、その登録申請を承認し、そのいずれかの事由がある場合は、その登録申請を不承認とすることができる。 （1）申請に不備（添付書類の未提出を含む）がありまたは技術的要件に違反しているとき （2）同一のドメイン名の登録があるとき （3）第9条に該当しない申請であるとき （4）第25条（これを準用する場合を含む）によりその属性型地域型JPドメイン名について再度の登録ができないとき （5）第4条第2項による書類の提出または調査請求に対する回答、もしくは第16条第2項による訂正を行わないとき （6）属性型地域型JPドメイン名の登録申請に関する事項について事実と反する事項があるとき （7）この規則に定めがある場合を除き、その申請にかかる組織が属性型地域型JPドメイン名の登録の資格要件を欠くとき （8）第10条に該当する申請であるとき （9）第24条第1項により再度の申請ができないとき</p> <p>第18条（審査結果通知） 当社は、原則として登録申請受理後10日以内（第4条第2項または第11条第3項による書類の提出もしくは第16条による訂正がある場合は、その提出もしくは訂正完了後10日以内）に、電子メールをもって指定事業者に対して、前</p>	

変更前	変更後	備考
<p>条の登録審査の結果を通知する。ただし、その申請を不承認とする場合には、その理由の骨子をあわせて通知しなければならない。</p> <p>2 第13条の2に定める手続即時処理の登録審査の結果は、指定事業者に対し、当社所定の方法で通知または表示する。</p> <p>第19条（登録原簿・ネームサーバ設定）</p> <p>当社は、登録を承認された属性型地域型JPドメイン名、登録組織名、登録組織の所在地、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な事項を記載した登録原簿を作成し、当社所定の方法により公開する。これらの情報の利用目的、取り扱い等については、「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」および「JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」で定める。</p> <p>2 ネームサーバ設定は、属性型地域型JPドメイン名技術細則その他当社の定めるところにより管理指定事業者からの申請によって行う。</p> <p>第20条（登録の更正・抹消等）</p> <p>当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合、登録原簿の更正もしくは抹消またはネームサーバ設定の受付の制限もしくはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。</p> <p>(1) 過誤により登録原簿が処理された場合</p> <p>(2) 登録情報が正確でないことを確認した場合</p> <p>(3) その他当社が必要と認めた場合</p> <p>2 前項の更正または抹消を行った場合、当社は、必要があるときは第25条の措置をとることができる。</p> <p>第5章 属性型地域型JPドメイン名の仮登録</p> <p>第21条（設立中の組織による属性型地域型JPドメイン名の仮登録）</p> <p>法人その他の組織の設立の場合は、組織の成立前であっても、別に定める様式をもって属性型地域型JPドメイン名の仮登録申請を行うことができる。この申請を行う場合、申請者は、別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>2 属性型地域型JPドメイン名の仮登録申請については、属性型地域型JPドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、仮登録された属性型地域型JPドメイン名の登録期間は、登録原簿の記載が完了した日の属する月の6か月後の月末まで（当社が特に期間を定めたときはその期間）とする。</p>	<p>条の登録審査の結果を通知する。ただし、その申請を不承認とする場合には、その理由の骨子をあわせて通知しなければならない。</p> <p>2 第13条の2に定める手続即時処理の登録審査の結果は、指定事業者に対し、当社所定の方法で通知または表示する。</p> <p>第19条（登録原簿・ネームサーバ設定）</p> <p>当社は、登録を承認された属性型地域型JPドメイン名、登録組織名、登録組織の所在地、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な事項を記載した登録原簿を作成し、当社所定の方法により公開する。これらの情報の利用目的、取り扱い等については、「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」および「JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」で定める。</p> <p>2 ネームサーバ設定は、属性型地域型JPドメイン名技術細則その他当社の定めるところにより管理指定事業者からの申請によって行う。</p> <p>第20条（登録の更正・抹消等）</p> <p>当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合、登録原簿の更正もしくは抹消またはネームサーバ設定の受付の制限もしくはネームサーバ設定の一時解除をすることができる。</p> <p>(1) 過誤により登録原簿が処理された場合</p> <p>(2) 登録情報が正確でないことを確認した場合</p> <p>(3) その他当社が必要と認めた場合</p> <p>2 前項の更正または抹消を行った場合、当社は、必要があるときは第25条の措置をとることができる。</p> <p>第5章 属性型地域型JPドメイン名の仮登録</p> <p>第21条（設立中の組織による属性型地域型JPドメイン名の仮登録）</p> <p>法人その他の組織の設立の場合は、組織の成立前であっても、別に定める様式をもって属性型地域型JPドメイン名の仮登録申請を行うことができる。この申請を行う場合、申請者は、別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>2 属性型地域型JPドメイン名の仮登録申請については、属性型地域型JPドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、仮登録された属性型地域型JPドメイン名の登録期間は、登録原簿の記載が完了した日の属する月の6か月後の月末まで（当社が特に期間を定めたときはその期間）とする。</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第 21 条の 2（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の変更、移転登録等） 仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、第 22 条の手続が完了するまでの間、属性型地域型 JP ドメイン名の変更および移転登録の申請を行うことができない。</p> <p>第 22 条（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録） 仮登録申請者（登録者に代わり、申請、届け出、属性型地域型 JP ドメイン名の使用その他、当社との関係に係わる一切の事項に関し、責任を持つものとする）は、法人その他の組織が成立した場合には、当社に対し、別紙 1 の 3 「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類その他当社が定める書類を提出して、その登録を申請することができる（以下この登録申請を「本登録申請」という）。 2 本登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、登録期間は、第 21 条の登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。</p> <p>第 23 条（組織の不成立等による仮登録の廃止） 仮登録にかかる組織の不成立が確定したとき、または第 21 条第 2 項に定める登録期間満了日までに、前条の書類の提出および本登録の申請が行われなときは、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を行ったものとみなし、その月の末日に登録原簿の記載を抹消する。 2 第 25 条の規定は、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止（廃止とみなされる場合を含む）の場合に準用する。</p> <p>第 6 章 属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止および移転</p> <p>第 24 条（属性型地域型 JP ドメイン名の変更） 登録者は、別に定める様式により、属性型地域型 JP ドメイン名の変更を申請することができる。ただし、変更の承認があった日から 6 か月を経過した月の末日までは、再度の変更を申請することができない。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の変更申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。 3 属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認された場合には、当社は、承認の日から 6 か月を経過した月の末日（ただし、当社が特に期間を定めたときはそ</p>	<p>第 21 条の 2（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の変更、移転登録等） 仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、第 22 条の手続が完了するまでの間、属性型地域型 JP ドメイン名の変更および移転登録の申請を行うことができない。</p> <p>第 22 条（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録） 仮登録申請者（登録者に代わり、申請、届け出、属性型地域型 JP ドメイン名の使用その他、当社との関係に係わる一切の事項に関し、責任を持つものとする）は、法人その他の組織が成立した場合には、当社に対し、別紙 1 の 3 「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」に定める書類その他当社が定める書類を提出して、その登録を申請することができる（以下この登録申請を「本登録申請」という）。 2 本登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、登録期間は、第 21 条の登録原簿の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。</p> <p>第 23 条（組織の不成立等による仮登録の廃止） 仮登録にかかる組織の不成立が確定したとき、または第 21 条第 2 項に定める登録期間満了日までに、前条の書類の提出および本登録の申請が行われなときは、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を行ったものとみなし、その月の末日に登録原簿の記載を抹消する。 2 第 25 条の規定は、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止（廃止とみなされる場合を含む）の場合に準用する。</p> <p>第 6 章 属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止および移転</p> <p>第 24 条（属性型地域型 JP ドメイン名の変更） 登録者は、別に定める様式により、属性型地域型 JP ドメイン名の変更を申請することができる。ただし、変更の承認があった日から 6 か月を経過した月の末日までは、再度の変更を申請することができない。 2 属性型地域型 JP ドメイン名の変更申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。 3 属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認された場合には、当社は、承認の日から 6 か月を経過した月の末日（ただし、当社が特に期間を定めたときはそ</p>	

変更前	変更後	備考
<p>の期間)に、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名に関する登録原簿の記載を抹消する。ただし、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名のネームサーバ設定が解除されたときは、そのときをもって登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>第 25 条 (登録原簿の記載抹消後の登録制限) この規則に定めがある場合を除き、登録原簿の記載が抹消された属性型地域型 JP ドメイン名については、記載抹消の日から 6 か月を経過した月の末日までは、何人もその登録をすることはできない。</p> <p>第 26 条 (属性型地域型 JP ドメイン名の廃止) 登録者は、別に定める様式により、6 か月以内の廃止月を定めて属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届け出ることができる。当社はその届け出について必要な確認を行ったうえ、廃止月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。ただし、第 21 条に定める仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届け出る場合には、廃止月を定めることはできず、当社は確認完了の日の属する月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。</p> <p>2 登録者は、組織がその登録資格を喪失したときは、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届けなければならない。</p> <p>2 の 2 第 29 条の 2 第 1 項に定める移転裁定実施後において、JPNIC が定める「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「紛争処理方針」という)における申立人は、当社が定める 6 週間以上先の期日までに登録に必要な情報の提出を行うものとする。紛争処理方針における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その属性型地域型 JP ドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。</p> <p>3 第 14 条第 2 項の 2 に該当する場合で、当社において登録更新料の納付が確認できないときは、その属性型地域型 JP ドメイン名について、登録更新料の支払月の末日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、当社所定の納付期日を延期することができる。</p> <p>4 前条の規定は、第 1 項、第 2 項の 2、第 3 項および第 5 項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の場合に準用する。</p> <p>5 第 10 条の 2 第 3 項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に属性型地域型 JP ドメイン名は廃止されたものとみなす。</p> <p>6 前各項により廃止または廃止とみなされた属性型地域型 JP ドメイン名は、</p>	<p>の期間)に、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名に関する登録原簿の記載を抹消する。ただし、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名のネームサーバ設定が解除されたときは、そのときをもって登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>第 25 条 (登録原簿の記載抹消後の登録制限) この規則に定めがある場合を除き、登録原簿の記載が抹消された属性型地域型 JP ドメイン名については、記載抹消の日から 6 か月を経過した月の末日までは、何人もその登録をすることはできない。</p> <p>第 26 条 (属性型地域型 JP ドメイン名の廃止) 登録者は、別に定める様式により、6 か月以内の廃止月を定めて属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届け出ることができる。当社はその届け出について必要な確認を行ったうえ、廃止月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。ただし、第 21 条に定める仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届け出る場合には、廃止月を定めることはできず、当社は確認完了の日の属する月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。</p> <p>2 登録者は、組織がその登録資格を喪失したときは、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届けなければならない。</p> <p>2 の 2 第 29 条の 2 第 1 項に定める移転裁定実施後において、JPNIC が定める「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「紛争処理方針」という)における申立人は、当社が定める 6 週間以上先の期日までに登録に必要な情報の提出を行うものとする。紛争処理方針における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その属性型地域型 JP ドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。</p> <p><u>(第 3 項削除)</u></p> <p>4 前条の規定は、<u>第 4 条の 2 第 7 項の 2、本条</u>第 1 項、第 2 項の 2 および第 5 項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の場合に準用する。</p> <p>5 第 10 条の 2 第 3 項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に属性型地域型 JP ドメイン名は廃止されたものとみなす。</p> <p>6 <u>第 4 条の 2 第 7 項の 2 および</u>前各項により廃止または廃止とみなされた</p>	<p>指定事業者契約終了後の JP ドメイン名の取り扱い方法変更に伴い、不要となる記述の削除</p> <p>指定事業者契約終了後の JP ドメイン名の取り扱い方法変更に伴う修正、および、変更に伴い不要となる記述の削除</p> <p>指定事業者契約終了後の JP ドメ</p>

変更前	変更後	備考
<p>それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。ただし、第1項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の場合で、その属性型地域型 JP ドメイン名のネームサーバ設定が解除されたときは、そのときをもって登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>第27条（削除）</p> <p>第28条（届け出） 登録者は、登録原簿の記載事項に変更が生じた場合には、別に定める様式により、記載事項の変更を届け出なければならない。 2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>第29条（属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方式によって申請を行い、その承認を得ることにより、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができる。ただし、法令に基づく組織変更に伴う移転については、別途定める。 2 この規則に特別の定めがある場合を除き、その属性型地域型 JP ドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができない。 3 前項の不承認事由が第9条第1項による場合には、その第三者が移転の申請と同時に他の属性型地域型 JP ドメイン名について第26条による廃止届を提出し、その届け出が受理された場合には、登録不承認事由がないものとみなす。 4 属性型地域型 JP ドメイン名の移転申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。</p> <p>第29条の2（紛争処理方針の裁定等による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 認定紛争処理機関で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領してから10営業日（当社の営業日をいう）以内に、登録者から、紛争処理方針第4条k項に定める文書の提出がされない場合、当社は、その裁定にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第2項の規定は適用しない。 2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、ただちに、移転の登録をすべき日を JPNIC、認定紛争処理機関、紛争の当事者および管理指定事業者へ通知する。</p>	<p>属性型地域型 JP ドメイン名は、それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。ただし、第1項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の場合で、その属性型地域型 JP ドメイン名のネームサーバ設定が解除されたときは、そのときをもって登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>第27条（削除）</p> <p>第28条（届け出） 登録者は、登録原簿の記載事項に変更が生じた場合には、別に定める様式により、記載事項の変更を届け出なければならない。 2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>第29条（属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方式によって申請を行い、その承認を得ることにより、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができる。ただし、法令に基づく組織変更に伴う移転については、別途定める。 2 この規則に特別の定めがある場合を除き、その属性型地域型 JP ドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができない。 3 前項の不承認事由が第9条第1項による場合には、その第三者が移転の申請と同時に他の属性型地域型 JP ドメイン名について第26条による廃止届を提出し、その届け出が受理された場合には、登録不承認事由がないものとみなす。 4 属性型地域型 JP ドメイン名の移転申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。</p> <p>第29条の2（紛争処理方針の裁定等による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録） 認定紛争処理機関で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領してから10営業日（当社の営業日をいう）以内に、登録者から、紛争処理方針第4条k項に定める文書の提出がされない場合、当社は、その裁定にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第2項の規定は適用しない。 2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、ただちに、移転の登録をすべき日を JPNIC、認定紛争処理機関、紛争の当事者および管理指定事業者へ通知する。</p>	<p>イン名の取り扱い方法変更に伴う修</p>

変更前	変更後	備考
<p>3 属性型地域型 JP ドメイン名の移転を命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があった場合、当社は、その文書にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>第 29 条の 3（前条の属性型地域型 JP ドメイン名の取り扱い） 前条による移転登録を受けた登録者は、登録不承認事由の存否にかかわらず、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。</p> <p>2 前項の登録者は、その属性型地域型 JP ドメイン名を、他の第三者へ移転することができる。この場合、移転登録を受ける第三者は、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を問わない。ただし、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。</p> <p>3 前 2 項の登録者が、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を満たす場合で、管理指定事業者を通じた申請がある場合、前 2 項の定めは適用しない。当社はこの申請について必要な確認をすることができ、申請および確認の詳細は別途定める。</p> <p>第 30 条（紛争処理手続開始の場合の特則） 第 24 条、第 26 条、第 29 条および第 29 条の 3 の規定にかかわらず、紛争処理方針第 8 条により属性型地域型 JP ドメイン名の移転ができない場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその申請等を受理しない。</p> <p>2 前項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。</p> <p>第 7 章 登録の取消等</p> <p>第 31 条（登録の取消） 下記各号の事由がある場合、当社は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消すことができる。ただし、第 4 号および第 6 号の場合には必ず取り消さなければならないものとする。</p> <p>（1）登録申請の不承認の事由があることが判明したとき</p>	<p>3 属性型地域型 JP ドメイン名の移転を命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があった場合、当社は、その文書にしたがって、当社所定の方法による属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>第 29 条の 3（前条の属性型地域型 JP ドメイン名の取り扱い） 前条による移転登録を受けた登録者は、登録不承認事由の存否にかかわらず、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。</p> <p>2 前項の登録者は、その属性型地域型 JP ドメイン名を、他の第三者へ移転することができる。この場合、移転登録を受ける第三者は、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を問わない。ただし、その属性型地域型 JP ドメイン名に対し、ネームサーバ設定および第 24 条に定める属性型地域型 JP ドメイン名変更を行うことはできない。</p> <p>3 前 2 項の登録者が、第 9 条および別紙 1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める組織の種別および登録資格を満たす場合で、管理指定事業者を通じた申請がある場合、前 2 項の定めは適用しない。当社はこの申請について必要な確認をすることができ、申請および確認の詳細は別途定める。</p> <p>第 30 条（紛争処理手続開始の場合の特則） 第 24 条、第 26 条、第 29 条および第 29 条の 3 の規定にかかわらず、紛争処理方針第 8 条により属性型地域型 JP ドメイン名の移転ができない場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその申請等を受理しない。</p> <p>2 前項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。</p> <p>第 7 章 登録の取消等</p> <p>第 31 条（登録の取消） 下記各号の事由がある場合、当社は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消すことができる。ただし、第 4 号および第 6 号の場合には必ず取り消さなければならないものとする。</p> <p>（1）登録申請の不承認の事由があることが判明したとき</p>	

変更前	変更後	備考
<p>(2) 当社所定の方式により登録者から登録の意思がないことを確認したとき</p> <p>(3) 登録者が第4条第2項の求めに応じずまたは第26条第2項もしくは第28条に定める義務に違反したとき</p> <p>(4) 第三者から、登録された属性型地域型 JP ドメイン名の使用の差し止めを命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があったとき</p> <p>(5) その属性型地域型 JP ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき</p> <p>(6) 認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、裁定結果の通知から10日以内に、裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき</p>	<p>(2) 当社所定の方式により登録者から登録の意思がないことを確認したとき</p> <p>(3) 登録者が第4条第2項の求めに応じずまたは第26条第2項もしくは第28条に定める義務に違反したとき</p> <p>(4) 第三者から、登録された属性型地域型 JP ドメイン名の使用の差し止めを命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があったとき</p> <p>(5) その属性型地域型 JP ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき</p> <p>(6) 認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、裁定結果の通知から10日以内に、裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき</p>	
第32条 (削除)	第32条 (削除)	
第33条 (削除)	第33条 (削除)	
<p>第34条 (登録取消決定)</p> <p>当社が取消の事由があると認めた場合には、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消す旨を決定する。</p> <p>2 前項の取消を決定した場合、当社は、遅滞なく登録者に対して決定の趣旨および理由を通知しなければならない。</p> <p>3 登録取消は、前項の通知の到達の日の翌日をもってその効力を生ずるものとする。</p>	<p>第34条 (登録取消決定)</p> <p>当社が取消の事由があると認めた場合には、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消す旨を決定する。</p> <p>2 前項の取消を決定した場合、当社は、遅滞なく登録者に対して決定の趣旨および理由を通知しなければならない。</p> <p>3 登録取消は、前項の通知の到達の日の翌日をもってその効力を生ずるものとする。</p>	
<p>第35条 (登録取消決定等に基づく措置)</p> <p>当社の行った取消が効力を生じた場合、当社はその属性型地域型 JP ドメイン名を登録原簿から抹消する。</p> <p>2 前項の措置をとった場合、登録を取り消された属性型地域型 JP ドメイン名については、第25条の規定を適用する。</p>	<p>第35条 (登録取消決定等に基づく措置)</p> <p>当社の行った取消が効力を生じた場合、当社はその属性型地域型 JP ドメイン名を登録原簿から抹消する。</p> <p>2 前項の措置をとった場合、登録を取り消された属性型地域型 JP ドメイン名については、第25条の規定を適用する。</p>	
第36条 (削除)	第36条 (削除)	
第37条 (削除)	第37条 (削除)	
第38条 (削除)	第38条 (削除)	

変更前	変更後	備考
<p>第 8 章 (削除)</p> <p>第 39 条 (削除)</p> <p>第 9 章 紛争処理</p> <p>第 40 条 (紛争処理) 登録者は、その登録にかかる属性型地域型 JP ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社は認定紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。</p> <p>第 10 章 一般規定</p> <p>第 41 条 (登録申請等の取次の特則) 取次規則は、当社が定める。</p> <p>第 42 条 (通知) この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して、申請書または登録原簿に記載された申請者または登録者もしくはその指定する者に対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。 2 指定事業者または管理指定事業者は、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。 3 登録者が第 26 条第 2 項または第 28 条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新の登録原簿記載事項に従い登録者等に通知を発したときは、その通知が登録者等に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。</p> <p>第 43 条 (合意管轄) この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。</p>	<p>第 8 章 (削除)</p> <p>第 39 条 (削除)</p> <p>第 9 章 紛争処理</p> <p>第 40 条 (紛争処理) 登録者は、その登録にかかる属性型地域型 JP ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社は認定紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。</p> <p>第 10 章 一般規定</p> <p>第 41 条 (登録申請等の取次の特則) 取次規則は、当社が定める。</p> <p>第 42 条 (通知) この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、指定事業者または管理指定事業者を経由して、申請書または登録原簿に記載された申請者または登録者もしくはその指定する者に対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。 2 指定事業者または管理指定事業者は、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。 3 登録者が第 26 条第 2 項または第 28 条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新の登録原簿記載事項に従い登録者等に通知を発したときは、その通知が登録者等に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。</p> <p>第 43 条 (合意管轄) この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第 44 条（当社の責任）</p> <p>当社、当社の役員、従業員その他の関係者の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が属性型地域型 JP ドメイン名の登録、登録取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、第 14 条により現実に収納した登録料または登録更新料（ただし過去 1 年間に収納した登録更新料に限る）または費用の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>2 当社、当社の役員、従業員その他の関係者は、属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿、またはドメインネームサーバの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。</p> <p>第 45 条（細目の制定・変更）</p> <p>当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。</p> <p>第 46 条（規則の変更）</p> <p>当社は、当社所定の手続を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての登録者に適用される。</p> <p>2 この規則を変更する場合、当社は、2 か月以上の期間においてその実施期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公開する。</p> <hr/> <p>（付則）</p> <p>1 この規則は、1998 年 3 月 1 日から実施する。</p> <p>2 前項の実施日において、ドメイン名の再度の登録ができない期間、ネームサーバの未設定による廃止までの期間等の取り扱いについては、従前の例による。</p> <p>3 1998 年 9 月 1 日公開の改訂は、1998 年 12 月 1 日から実施する。</p> <p>4 1999 年 1 月 1 日公開の改訂は、1999 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>5 1999 年 9 月 1 日公開の改訂は、1999 年 12 月 1 日から実施する。</p> <p>6 2000 年 7 月 19 日公開の改訂は、2000 年 10 月 19 日から実施する。</p> <p>7 2000 年 10 月 10 日公開の改訂は、2001 年 1 月 10 日から実施する。</p> <p>8 2001 年 1 月 1 日公開の改訂は、2001 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>9 この規則第 14 条に定める維持料のうち、2001 年 2 月 28 日現在登録されている属性型地域型 JP ドメイン名の 2001 年 4 月 1 日から 2002 年 3 月 31 日までの</p>	<p>第 44 条（当社の責任）</p> <p>当社、当社の役員、従業員その他の関係者の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が属性型地域型 JP ドメイン名の登録、登録取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、第 14 条により現実に収納した登録料または登録更新料（ただし過去 1 年間に収納した登録更新料に限る）または費用の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>2 当社、当社の役員、従業員その他の関係者は、属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿、またはドメインネームサーバの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。</p> <p>第 45 条（細目の制定・変更）</p> <p>当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。</p> <p>第 46 条（規則の変更）</p> <p>当社は、当社所定の手続を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての登録者に適用される。</p> <p>2 この規則を変更する場合、当社は、2 か月以上の期間においてその実施期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公開する。</p> <hr/> <p>（付則）</p> <p>1 この規則は、1998 年 3 月 1 日から実施する。</p> <p>2 前項の実施日において、ドメイン名の再度の登録ができない期間、ネームサーバの未設定による廃止までの期間等の取り扱いについては、従前の例による。</p> <p>3 1998 年 9 月 1 日公開の改訂は、1998 年 12 月 1 日から実施する。</p> <p>4 1999 年 1 月 1 日公開の改訂は、1999 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>5 1999 年 9 月 1 日公開の改訂は、1999 年 12 月 1 日から実施する。</p> <p>6 2000 年 7 月 19 日公開の改訂は、2000 年 10 月 19 日から実施する。</p> <p>7 2000 年 10 月 10 日公開の改訂は、2001 年 1 月 10 日から実施する。</p> <p>8 2001 年 1 月 1 日公開の改訂は、2001 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>9 この規則第 14 条に定める維持料のうち、2001 年 2 月 28 日現在登録されている属性型地域型 JP ドメイン名の 2001 年 4 月 1 日から 2002 年 3 月 31 日までの</p>	

変更前	変更後	備考
<p>維持料は、2001年2月28日現在で接続承認をしている JPNIC 会員を通じて支払うものとする。</p> <p>10 2001年3月1日以降に登録された属性型地域型 JP ドメイン名維持料の支払いは、この規則に定めるところによる。</p> <p>11 2001年12月18日公開の改訂は、2002年2月18日から実施する。</p> <p>12 2001年2月28日現在登録されており、その後廃止されていない属性型地域型 JP ドメイン名の2002年4月以降の登録期間を、2002年4月1日からそのドメイン名の登録年月日の2003年対応月末日までとする。それ以降の登録期間は、この規則第10条の2に定めるところとする。</p> <p>13 前号に定める2002年4月1日から始まる登録期間の維持料については、登録年月日の2002年対応月末日の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知およびこの規則第14条に定める維持料の請求書を送付する。</p> <p>14 2002年2月18日までに登録された属性型地域型 JP ドメイン名で、複数の指定事業者から管理ドメイン名として設定されているものについては、JPNIC 所定の方法により、この規則および取次規則で定める維持料の支払いを含む事項を取り次ぐべき一の指定事業者を JPNIC が定める。ただし、登録者はこの設定を、この規則に定める指定事業者変更手続によって、更替することができる。</p> <p>15 2001年3月末日現在でこの規則第10条の2に定める登録原簿記載完了日が記載されていない属性型地域型 JP ドメイン名の登録完了日は3月31日とみなし、登録者は2002年4月1日以降1年分の維持料をこの規則第10条の2に定めるところにより支払うものとする。</p> <p>16 2002年2月1日公開の改訂は、2002年4月1日から実施する。</p> <p>17 2002年3月8日公開の改訂は、2002年5月8日から実施する。</p> <p>18 指定事業者は、次の事情がある場合、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」にかかわらず、添付書類の提出を要しないで、当社に対してこの規則第26条による廃止を届けることができる。当社は、廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名について、指定事業者に対してその詳細を確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 属性型地域型 JP ドメイン名登録者の所在が不明であるとき (2) 属性型地域型 JP ドメイン名登録者が解散し、または不存在・死亡したとき、その他これに準ずる場合 (3) 属性型地域型 JP ドメイン名登録者との間で取次規則第10条第1項に定める条件に基づく契約が締結できず、またはその契約が解除もしくは終了したとき 	<p>維持料は、2001年2月28日現在で接続承認をしている JPNIC 会員を通じて支払うものとする。</p> <p>10 2001年3月1日以降に登録された属性型地域型 JP ドメイン名維持料の支払いは、この規則に定めるところによる。</p> <p>11 2001年12月18日公開の改訂は、2002年2月18日から実施する。</p> <p>12 2001年2月28日現在登録されており、その後廃止されていない属性型地域型 JP ドメイン名の2002年4月以降の登録期間を、2002年4月1日からそのドメイン名の登録年月日の2003年対応月末日までとする。それ以降の登録期間は、この規則第10条の2に定めるところとする。</p> <p>13 前号に定める2002年4月1日から始まる登録期間の維持料については、登録年月日の2002年対応月末日の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知およびこの規則第14条に定める維持料の請求書を送付する。</p> <p>14 2002年2月18日までに登録された属性型地域型 JP ドメイン名で、複数の指定事業者から管理ドメイン名として設定されているものについては、JPNIC 所定の方法により、この規則および取次規則で定める維持料の支払いを含む事項を取り次ぐべき一の指定事業者を JPNIC が定める。ただし、登録者はこの設定を、この規則に定める指定事業者変更手続によって、更新することができる。</p> <p>15 2001年3月末日現在でこの規則第10条の2に定める登録原簿記載完了日が記載されていない属性型地域型 JP ドメイン名の登録完了日は3月31日とみなし、登録者は2002年4月1日以降1年分の維持料をこの規則第10条の2に定めるところにより支払うものとする。</p> <p>16 2002年2月1日公開の改訂は、2002年4月1日から実施する。</p> <p>17 2002年3月8日公開の改訂は、2002年5月8日から実施する。</p> <p>18 指定事業者は、次の事情がある場合、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」にかかわらず、添付書類の提出を要しないで、当社に対してこの規則第26条による廃止を届けることができる。当社は、廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名について、指定事業者に対してその詳細を確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 属性型地域型 JP ドメイン名登録者の所在が不明であるとき (2) 属性型地域型 JP ドメイン名登録者が解散し、または不存在・死亡したとき、その他これに準ずる場合 (3) 属性型地域型 JP ドメイン名登録者との間で取次規則第10条第1項に定める条件に基づく契約が締結できず、またはその契約が解除もしくは終了したとき 	<p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p>

変更前	変更後	備考
<p>19 当社は、前号により、2002年5月20日までに廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の維持料に関しては、この規則第10条の2第2項の定めにかかわらず請求を行わない。</p> <p>20 この規則第26条の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、付則第18号により廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の登録原簿の抹消、ネームサーバ設定その他の処置につき、当該の属性型地域型 JP ドメイン名登録者の不利益を生じさせないための措置をとることができる。</p> <p>21 2002年8月1日公開の改訂は、2002年10月1日から実施する。</p> <p>22 2003年1月31日公開の改訂は、2003年4月1日から実施する。</p> <p>23 2003年9月16日公開の改訂は、2003年11月17日から実施する。</p> <p>24 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。</p> <p>25 2008年4月15日公開の改訂は、2008年6月15日から実施する。</p> <p>26 2009年9月15日公開の改訂は、2009年11月15日から実施する。</p> <p>27 2011年2月1日公開の改訂は、2011年4月1日から実施する。</p>	<p>19 当社は、前号により、2002年5月20日までに廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の維持料に関しては、この規則第10条の2第2項の定めにかかわらず請求を行わない。</p> <p>20 この規則第26条の定めにかかわらず、当社は、その裁量により、付則第18号により廃止が届けられた属性型地域型 JP ドメイン名の登録原簿の抹消、ネームサーバ設定その他の処置につき、当該の属性型地域型 JP ドメイン名登録者の不利益を生じさせないための措置をとることができる。</p> <p>21 2002年8月1日公開の改訂は、2002年10月1日から実施する。</p> <p>22 2003年1月31日公開の改訂は、2003年4月1日から実施する。</p> <p>23 2003年9月16日公開の改訂は、2003年11月17日から実施する。</p> <p>24 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。</p> <p>25 2008年4月15日公開の改訂は、2008年6月15日から実施する。</p> <p>26 2009年9月15日公開の改訂は、2009年11月15日から実施する。</p> <p>27 2011年2月1日公開の改訂は、2011年4月1日から実施する。</p>	
	<p><u>28 2012年2月1日公開の改訂は、2012年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>29 地域型 JP ドメイン名の新規登録申請、仮登録申請、および地域型 JP ドメイン名へのドメイン名変更申請の受付は2012年4月1日より停止する。</u></p>	<p>改訂日、実施日を記載 地域型 JP ドメイン名の新規登録 受け付け終了に伴う記載の追加</p>
<p>別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」</p>	<p>別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」</p>	
<p>[目次]</p>	<p>[目次]</p>	
<p>1. 属性型（組織種別型）ドメイン名</p> <p>1.1 AC. JP ドメイン名</p> <p>1.2 CO. JP ドメイン名</p> <p>1.3 GO. JP ドメイン名</p> <p>1.4 OR. JP ドメイン名</p> <p>1.5 AD. JP ドメイン名</p> <p>1.6 NE. JP ドメイン名</p> <p>1.7 GR. JP ドメイン名</p> <p>1.8 ED. JP ドメイン名</p> <p>1.9 LG. JP ドメイン名</p> <p>2. 地域型ドメイン名</p> <p>2.1 一般地域型ドメイン名</p>	<p>1. 属性型（組織種別型）ドメイン名</p> <p>1.1 AC. JP ドメイン名</p> <p>1.2 CO. JP ドメイン名</p> <p>1.3 GO. JP ドメイン名</p> <p>1.4 OR. JP ドメイン名</p> <p>1.5 AD. JP ドメイン名</p> <p>1.6 NE. JP ドメイン名</p> <p>1.7 GR. JP ドメイン名</p> <p>1.8 ED. JP ドメイン名</p> <p>1.9 LG. JP ドメイン名</p> <p>2. 地域型ドメイン名</p> <p>2.1 一般地域型ドメイン名</p>	

変更前	変更後	備考
<p>2.2 地方公共団体ドメイン名</p> <hr/> <p>1. 属性型（組織種別型）ドメイン名</p> <p>1.1 AC. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>(a) 学校教育法および他の法律の規定による次の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校（ED. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く） ・ 大学共同利用機関 ・ 大学校 ・ 職業訓練校 <p>(b) 学校法人、職業訓練法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人</p> <p>(2) その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に定めない。 <p>(3) 代表者</p> <p>(a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長</p> <p>(b) 法人の代表者</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>(a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 	<p>2.2 地方公共団体ドメイン名</p> <hr/> <p>1. 属性型（組織種別型）ドメイン名</p> <p>1.1 AC. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>(a) 学校教育法および他の法律の規定による次の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校（ED. JP ドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く） ・ 大学共同利用機関 ・ 大学校 ・ 職業訓練校 <p>(b) 学校法人、職業訓練法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人</p> <p>(2) その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に定めない。 <p>(3) 代表者</p> <p>(a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長</p> <p>(b) 法人の代表者</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>(a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 	

変更前	変更後	備考
<p>1.2 CO. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格 株式会社、合同会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社、企業組合、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合</p> <p>(2) その他の要件 ・外国会社の場合には、日本において外国会社の登記を行っていること。</p> <p>(3) 代表者 法人の代表者。ただし、有限責任事業組合の場合は組合員、投資事業有限責任組合の場合は、無限責任組合員とする。</p> <p>(4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員または清算人であることを証する書類。 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。</p> <p>(5) 備考 ・企業組合は CO. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。</p>	<p>1.2 CO. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格 株式会社、合同会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社、企業組合、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合</p> <p>(2) その他の要件 ・外国会社の場合には、日本において外国会社の登記を行っていること。</p> <p>(3) 代表者 法人の代表者。ただし、有限責任事業組合の場合は組合員、投資事業有限責任組合の場合は、無限責任組合員とする。</p> <p>(4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員または清算人であることを証する書類。 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書。有限責任事業組合の場合は、代表者が組合員であることを証する書類。</p> <p>(5) 備考 ・企業組合は CO. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。</p>	
<p>1.3 GO. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格 日本国の政府機関、各省庁所轄研究所、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）</p> <p>(2) その他の要件 ・特に定めない。</p> <p>(3) 代表者 組織の長またはその指定を受けた組織内の者</p>	<p>1.3 GO. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格 日本国の政府機関、各省庁所轄研究所、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）</p> <p>(2) その他の要件 ・特に定めない。</p> <p>(3) 代表者 組織の長またはその指定を受けた組織内の者</p>	

変更前	変更後	備考
<p>(4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届</p> <p>(5) 備考 ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。</p> <p>1.4 OR. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）、農業協同組合、生活協同組合、企業組合、その他 AC. JP、CO. JP、ED. JP、G0. JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人 (b) 国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府（州政府）等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連 NGO またはその日本支部</p> <p>(2) その他の要件 ・特に定めない。</p> <p>(3) 代表者 (a) 法人の代表者 (b) 組織の代表者、長またはその指定を受けた組織内の者</p> <p>(4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書</p>	<p>(4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届</p> <p>(5) 備考 ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。</p> <p>1.4 OR. JP ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 (a) 財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く）、農業協同組合、生活協同組合、企業組合、その他 AC. JP、CO. JP、ED. JP、G0. JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人 (b) 国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府（州政府）等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連 NGO またはその日本支部</p> <p>(2) その他の要件 ・特に定めない。</p> <p>(3) 代表者 (a) 法人の代表者 (b) 組織の代表者、長またはその指定を受けた組織内の者</p> <p>(4) 添付書類 (a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書</p>	

変更前	変更後	備考
<p>(b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・企業組合は CO. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 <p>1.5 AD. JP ドメイン名 組織の種別および登録資格、添付書類等の必要事項については JPNIC が別途定める。</p> <p>1.6 NE. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格 日本国内のネットワークサービス提供者が、不特定または多数の利用者に対して営利または非営利で提供するネットワークサービス</p> <p>(2) その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録するドメイン名をネットワーク上における利用者の識別子の一部とするために利用すること。 ・ネットワークサービスを提供する組織は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 ・利用者に対して提供するネットワークサービスの内容が明文化されていること。 <p>(3) 代表者 ネットワークサービスの提供者が個人の場合は、提供者本人 ネットワークサービスの提供者が法人の場合は、法人の代表者</p> <p>(4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録</p>	<p>(b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人および特殊法人は G0. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・独立行政法人である大学校は AC. JP ドメイン名、G0. JP ドメイン名または OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 ・企業組合は CO. JP ドメイン名と OR. JP ドメイン名のいずれかを選択することができる。 <p>1.5 AD. JP ドメイン名 組織の種別および登録資格、添付書類等の必要事項については JPNIC が別途定める。</p> <p>1.6 NE. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格 日本国内のネットワークサービス提供者が、不特定または多数の利用者に対して営利または非営利で提供するネットワークサービス</p> <p>(2) その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録するドメイン名をネットワーク上における利用者の識別子の一部とするために利用すること。 ・ネットワークサービスを提供する組織は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 ・利用者に対して提供するネットワークサービスの内容が明文化されていること。 <p>(3) 代表者 ネットワークサービスの提供者が個人の場合は、提供者本人 ネットワークサービスの提供者が法人の場合は、法人の代表者</p> <p>(4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書 ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録</p>	

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">証明書</p> <p>ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の組織が異なるサービス内容を持った複数のネットワークサービスを提供している場合、一つ一つのネットワークサービスを、属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則の第9条における1組織とする。 <p>1.7 GR. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>複数の日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人で構成される任意団体</p> <p>(2) その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者および副代表者は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 <p>(3) 代表者</p> <p>団体の代表者が個人の場合には、代表者本人 団体の代表者が法人の場合には、法人の代表者</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書、副代表者の印鑑登録証明書</p> <p>ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、代表者または副代表者の印鑑登録証明書</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副代表者は、代表者とともに団体の存在を保証し、代表者が役割を果たせない場合にそれを代行する者とする。 <p>1.8 ED. JP ドメイン名</p>	<p style="text-align: center;">証明書</p> <p>ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の組織が異なるサービス内容を持った複数のネットワークサービスを提供している場合、一つ一つのネットワークサービスを、属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則の第9条における1組織とする。 <p>1.7 GR. JP ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>複数の日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人で構成される任意団体</p> <p>(2) その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者および副代表者は、日本に在住する個人または日本国法に基づいて設立された法人であること。 <p>(3) 代表者</p> <p>団体の代表者が個人の場合には、代表者本人 団体の代表者が法人の場合には、法人の代表者</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>ドメイン名登録申請時 … ドメイン名登録申請書、代表者の印鑑登録証明書、副代表者の印鑑登録証明書</p> <p>ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、代表者の印鑑登録証明書</p> <p>記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、代表者または副代表者の印鑑登録証明書</p> <p>(5) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副代表者は、代表者とともに団体の存在を保証し、代表者が役割を果たせない場合にそれを代行する者とする。 <p>1.8 ED. JP ドメイン名</p>	

変更前	変更後	備考
<p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>(a) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの</p> <p>(b) (a)に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの</p> <p>(c) (a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク</p> <p>(2) その他の要件</p> <p>・特に定めない。</p> <p>(3) 代表者</p> <p>(a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長</p> <p>(b) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長</p> <p>(c) 組織の代表者または長</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>(a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(c) ドメイン名登録申請時 … 公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその登録を承認したことを証明する書類を添付。上記以外の場合は、特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、公立の教育センター</p>	<p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>(a) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの</p> <p>(b) (a)に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの</p> <p>(c) (a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク</p> <p>(2) その他の要件</p> <p>・特に定めない。</p> <p>(3) 代表者</p> <p>(a) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長</p> <p>(b) 組織の長、もしくはその設置者の代表者または長</p> <p>(c) 組織の代表者または長</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>(a) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(b) ドメイン名登録申請時 … 申請の都度定める ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p> <p>(c) ドメイン名登録申請時 … 公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその登録を承認したことを証明する書類を添付。上記以外の場合は、特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、公立の教育センター</p>	

変更前	変更後	備考
<p>または公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその廃止を承認したことを証明する書類を添付</p> <p>記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付</p> <p>1.9 LG. JP ドメイン名 「LG ドメイン名登録等に関する特則」において定める。</p> <p>2. 地域型ドメイン名</p> <p>2.1 一般地域型ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>(a) AC. JP、CO. JP、ED. JP、GO. JP、OR. JP、NE. JP、GR. JP のいずれかの属性型（組織種別型）ドメイン名の登録資格を満たす組織</p> <p>(b) 病院</p> <p>(c) 日本に在住する個人</p> <p>(2) その他の要件</p> <p>(a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における要件と同じ。</p> <p>(b) 特に定めない。</p> <p>(c) 特に定めない。</p> <p>(3) 代表者</p> <p>(a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における代表者と同じ</p> <p>(b) 組織の長</p> <p>(c) 本人</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>(a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名において必要とされる添付書類と同じ</p> <p>(b) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を</p>	<p>または公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその廃止を承認したことを証明する書類を添付</p> <p>記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、公立の教育センターまたは公立の教育ネットワークの場合は、当該都道府県市区町村の教育長がその変更を承認したことを証明する書類を添付</p> <p>1.9 LG. JP ドメイン名 「LG ドメイン名登録等に関する特則」において定める。</p> <p>2. 地域型ドメイン名 <u>（注4）</u></p> <p>2.1 一般地域型ドメイン名</p> <p>(1) 組織の種別および登録資格</p> <p>(a) AC. JP、CO. JP、ED. JP、GO. JP、OR. JP、NE. JP、GR. JP のいずれかの属性型（組織種別型）ドメイン名の登録資格を満たす組織</p> <p>(b) 病院</p> <p>(c) 日本に在住する個人</p> <p>(2) その他の要件</p> <p>(a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における要件と同じ。</p> <p>(b) 特に定めない。</p> <p>(c) 特に定めない。</p> <p>(3) 代表者</p> <p>(a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名における代表者と同じ</p> <p>(b) 組織の長</p> <p>(c) 本人</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>(a) 対応する属性型（組織種別型）ドメイン名において必要とされる添付書類と同じ</p> <p>(b) ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類</p>	<p>地域型 JP ドメイン名の新規登録受け付け終了に伴う修正</p> <p>地域型 JP ドメイン名の新規登録受け付け終了に伴う修正</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">証する書類</p> <p>(c) ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書、本人の印鑑登録証明書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、本人の印鑑登録証明書 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、本人の印鑑登録証明書</p> <p>2.2 地方公共団体ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 組織の長またはその指定を受けた組織内の者 (4) 添付書類 ドメイン名登録申請時 … 特に定めない ドメイン名変更申請時 … ドメイン名変更申請書 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届 注1) ただし、当社は、変更届け出事項によりその一部の添付書類の提出を免除することができる。 注2) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。 注3) 次の記載事項変更届け出時の添付書類は、特に定めない。 (1) 組織名、登記情報に変更のないもの (2) 組織情報のうち、住所に関する変更 (3) 登録担当者の変更</p> <p>別紙1の2「ドメイン名移転申請の際に必要な書類」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名移転申請書および移転合意書 	<p>(c) ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届、本人の印鑑登録証明書 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届、変更内容を証する書類、本人の印鑑登録証明書</p> <p>2.2 地方公共団体ドメイン名 (1) 組織の種別および登録資格 普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関 (2) その他の要件 ・特に定めない。 (3) 代表者 組織の長またはその指定を受けた組織内の者 (4) 添付書類 ドメイン名廃止届け出時 … ドメイン名廃止届 記載事項変更届け出時（注1）（注3）… 記載事項変更届 注1) ただし、当社は、変更届け出事項によりその一部の添付書類の提出を免除することができる。 注2) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。 注3) 次の記載事項変更届け出時の添付書類は、特に定めない。 (1) 組織名、登記情報に変更のないもの (2) 組織情報のうち、住所に関する変更 (3) 登録担当者の変更 <u>注4) 地域型 JP ドメイン名の新規登録申請、仮登録申請、および地域型 JP ドメイン名へのドメイン名変更申請の受付は付則第 29 号に定めるとおり停止する。</u></p> <p>別紙1の2「ドメイン名移転申請の際に必要な書類」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名移転申請書および移転合意書 ・ドメイン名登録者代表者の印鑑登録証明書（注1） 	<p>地域型 JP ドメイン名の新規登録受け付け終了に伴う修正</p> <p>地域型 JP ドメイン名の新規登録受け付け終了に伴う修正</p> <p>地域型 JP ドメイン名の新規登録受け付け終了に伴う記載の追加</p>

変更前	変更後	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名登録者代表者の印鑑登録証明書（注1） ・ドメイン名譲受人代表者の印鑑登録証明書（注1） <p>ただし、規則第9条第2項第2号の適用を受ける場合には、ドメイン名登録者がドメイン名譲受人へ合併されたことの記載がある登記事項証明書の提出をもって上記の書類に替えることができる。</p> <p>なお、第29条の2または第29条の3第2項による属性型地域型JPドメイン名の移転登録の場合、当社は、都度、必要な書類を定めることができる。</p> <p>注1) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。</p> <p>別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」</p> <p>仮登録ドメイン名の申請者は、日本国内において、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき住所を有する個人またはこれを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。</p> <p>仮登録ドメイン名の次の手続に関する添付書類は次のとおりとする。</p> <p>ドメイン名仮登録申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名仮登録申請書 ・申請者の印鑑登録証明書（注1） <p>仮登録ドメイン名の本登録申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名本登録申請書 ・仮登録ドメイン名の申請者の印鑑登録証明書（注1） ・本登録後の代表者の印鑑登録証明書（注1） ・組織の成立を証する書類 <p>注1) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名譲受人代表者の印鑑登録証明書（注1） <p>ただし、規則第9条第2項第2号の適用を受ける場合には、ドメイン名登録者がドメイン名譲受人へ合併されたことの記載がある登記事項証明書の提出をもって上記の書類に替えることができる。</p> <p>なお、第29条の2または第29条の3第2項による属性型地域型JPドメイン名の移転登録の場合、当社は、都度、必要な書類を定めることができる。</p> <p>注1) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。</p> <p>別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」</p> <p>仮登録ドメイン名の申請者は、日本国内において、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき住所を有する個人またはこれを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。</p> <p>仮登録ドメイン名の次の手続に関する添付書類は次のとおりとする。</p> <p>ドメイン名仮登録申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名仮登録申請書 ・申請者の印鑑登録証明書（注1） <p>仮登録ドメイン名の本登録申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名本登録申請書 ・仮登録ドメイン名の申請者の印鑑登録証明書（注1） ・本登録後の代表者の印鑑登録証明書（注1） ・組織の成立を証する書類 <p>注1) 個人の印鑑登録証明書の提出が必要な申請等に関しては、公証人その他発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人</p>	

変更前	変更後	備考
発行権限を有する組織において発行されたサイン証明書をもって、個人の印鑑登録証明書に代えることができる。	の印鑑登録証明書に代えることができる。	